

基本計画

第4章

住みつづけたいまち（生活環境の整備）



景観・都市イメージ

1 都市景観の保全

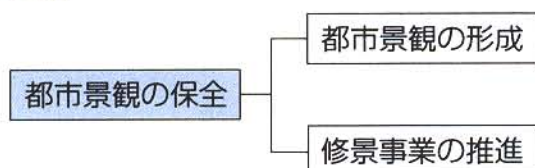
(1) 基本方針

都市の景観は市民の共有財産であり、市民のふるさとへの愛着や誇りを育む重要な要素となっています。

しかし、建築物をはじめ屋外広告物等が無秩序なデザインによって進められており、まちの統一的イメージが必要となってきています。

このため、都市景観を大きく左右する建築物、広告物等の規制を行うとともに、市民への啓発、修景事業の推進を図ります。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①都市景観の形成

本市の歴史・文化・自然環境等の特性を活かし良好な都市景観の形成に努めます。

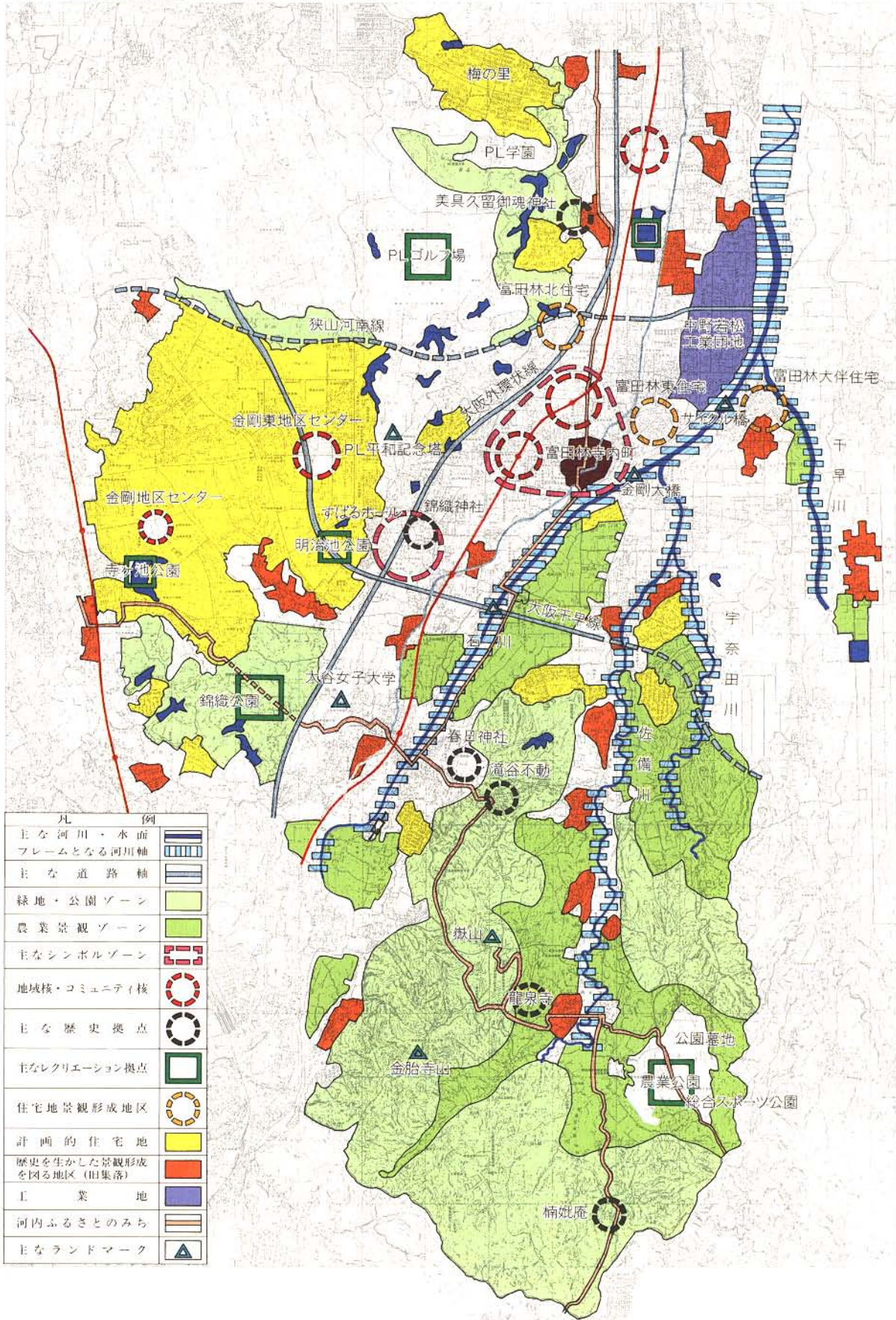
また、市民・事業者の自主的な規制を誘導するなど、都市景観に対する各種啓発を推進します。

②修景事業の推進

都市の景観形成に重要な影響をもつ地域では、市民が行う建築物等の整備について修景事業の指導を行うとともに、公共施設の整備についても修景事業を推進します。

さらに、屋外広告物や大規模な建築物などは、地域の景観特性との調和に十分配慮した指導を行います。

■ 景観構造図



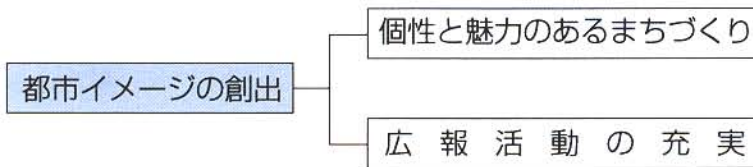
2 都市イメージの創出

(1) 基本方針

都市のイメージ形成は、心の豊かさや精神的な充実感と密接に関連するものであり、富田林らしい個性を伸ばすとともに、まちづくりをリードする施策として重要です。

このため、本市の歴史・文化・自然を活かしながら、まちの個性と魅力づくりに努めるとともに、情報受発信を担う広報活動の充実を図り、都市イメージの向上に努めます。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①個性と魅力のあるまちづくり

過去から受け継がれてきた本市の歴史・文化・自然に基づく富田林らしさを活かし発展させながら、まちのイメージ向上につながる事業の実施などにより、他地域から人々を引き寄せるような個性と魅力のあるまちづくりに努めます。

②広報活動の充実

内外における情報収集や情報発信の機能を高め、本市の魅力を市民はもとより国内外の人々に広く知ってもらうため、広報活動の内容を充実します。

第2節

コミュニティ

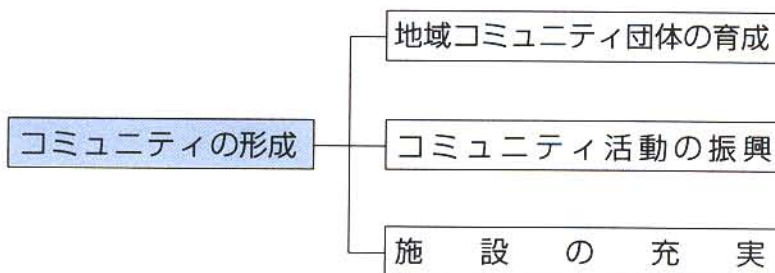
1 コミュニティの形成

(1) 基本方針

住みよい地域社会づくりのために、市民相互の理解と連帯によるコミュニティの形成を図ることが大切です。

各々の地域での活動に加えて、地域を超えた市民の活発な活動を促進し、市民のふるさと意識や市民相互の連帯意識が高まるよう、その環境づくりを進めます。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①地域コミュニティ団体の育成

住民相互の理解と連帯に支えられた豊かな地域社会をつくるため、地域のコミュニティ団体の育成や指導者の養成に努めます。

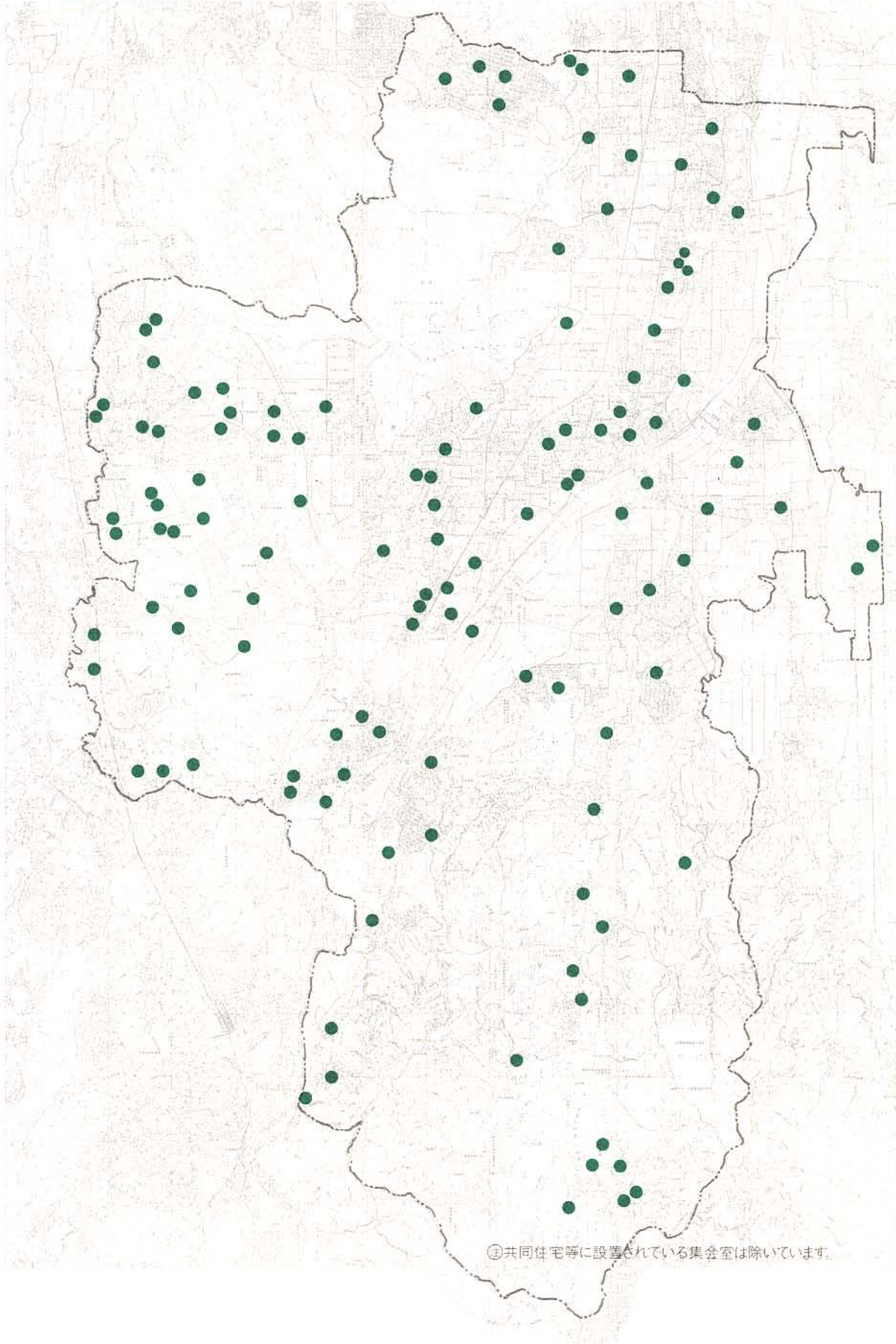
②コミュニティ活動の振興

普段の市民生活に密着した地域でのコミュニティ活動や、地域を超えた共通の趣味、価値を有するコミュニティ活動を促進するため、様々な市民組織とその活動を支援するとともに、地域の美化運動や伝統行事の振興に努めます。

③施設の充実

コミュニティ活動の場として公共施設の有効活用や整備を図るとともに、地域での活動拠点となる集会所などについては、整備費や運営費の支援を行い充実に努めます。

■地区集会所位置図



①共同住宅等に設置されている集会所は除いています。

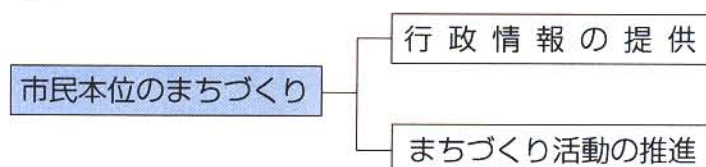
2 市民本位のまちづくり

(1) 基本方針

市民・企業・行政の連携によって、一体的なまちづくりの推進体制を築きあげることが重要です。

このため、市民への情報提供、市民意向の把握に努め、市民本位のまちづくり活動に対応した施策を推進します。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①行政情報の提供

市民の主体的なまちづくりを進めるために、総合的な情報の提供とともに、問題提起などを含めた広報活動や市民意向を把握するための広聴活動の充実を図ります。

②まちづくり活動の推進

市民のまちづくりへの参加を支援促進するため、多様な参加機会を積極的に提供し、市民のまちづくり活動を推進します。

■市民の相談件数の推移

	市民相談		専門相談	合 計
	行政関係	民事関係		
平成元年度	428	233	302	963
平成2年度	533	268	293	1,094
平成3年度	447	343	297	1,087
平成4年度	592	430	292	1,314
平成5年度	670	435	325	1,430
平成6年度	649	478	379	1,506
平成7年度	634	488	383	1,505

■「テレホンガイド富田林」の利用状況(平成7年度)

①月別利用件数

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
音 声	536	570	488	446	492	554	435	255	332	380	336	596	5,420
F A X	59	63	51	36	60	53	45	14	76	57	30	87	631
小 計	595	633	539	482	552	607	480	269	408	437	366	683	6,051

①曜日別利用件数

曜 日	日	月	火	水	木	金	土	合 計
件 数	690	1,041	1,018	891	812	881	718	6,051

第3節

公園・緑地

1 公園・緑地の整備

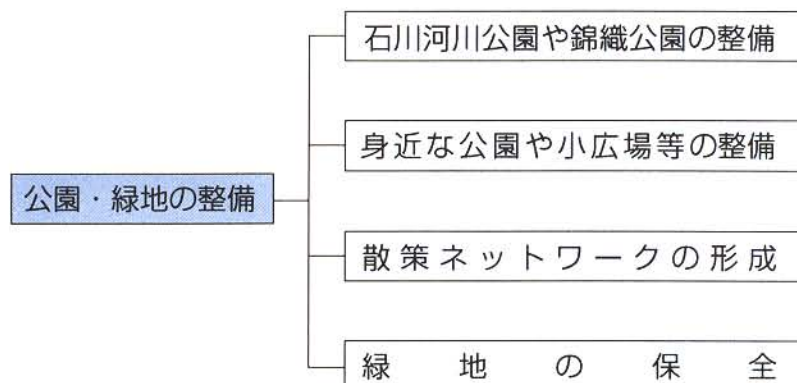
(1) 基本方針

公園・緑地は、市民生活にうるおいとやすらぎを与える機能はもちろん、防災機能としての性質を合わせもっています。

本市は、市域の中央を流れる石川や周辺の緑地など豊かな自然に恵まれており、これらの自然環境の保全に努めるとともに、緑の遊歩道による散策ネットワークの形成を図ります。

また、広域的な石川河川公園、錦織公園の整備を促進するとともに、身近で人にやさしい公園の整備に努め、水とみどりと花の都市の実現へ向け豊かな自然環境に満ちたまちづくりを進めます。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①石川河川公園や錦織公園の整備

石川の自然環境を活かし、市民が気軽に水に親しみ、憩える場として石川河川公園や自然とふれあえる場としての錦織公園の整備を促進します。

②身近な公園や小広場の整備

市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす場として、公園や街かどの小広場などの整備に努めます。

また、自然を大切にする気持ちを醸成するうえからも、市民活動の支援・充実に努めます。

③散策ネットワークの形成

市民が自然に親しみ、文化とふれる遊歩道の整備を進め、河内ふるさとのみちをはじめとする、広がりのある散策ネットワークの形成に努めます。

④緑地の保全

中央丘陵部や南部一帯の緑地は、本市の重要な自然環境を代表しています。そのため、憩いと交流の場や都市景観をはじめとする公益的機能の維持を図りつつ、関係者の協力を得て保全に努めます。

特に、南部山地部においては、無秩序な産業廃棄物の処理による自然環境の悪化防止に努めます。

■公園の概況

各年4月1日現在

年 度	総 数		地区公園		近隣公園		街区公園		都市緑地		児童遊園		広域公園	
	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積
平成 元年度	115	38.63	2	8.65	5	10.92	37	11.86	2	1.87	69	5.33	1	30.0
2年度	120	40.33	2	8.65	5	10.92	42	13.05	2	1.87	69	5.84	1	30.0
3年度	121	41.08	2	8.65	5	10.92	42	13.05	2	1.87	70	6.59	1	30.0
4年度	120	40.13	2	8.65	5	10.92	42	13.05	2	1.87	69	5.64	1	30.0
5年度	127	43.70	2	8.65	5	10.94	43	13.20	3	3.94	74	6.97	1	30.0
6年度	130	47.52	2	8.65	5	10.94	43	13.20	3	3.94	77	10.79	2	53.0
7年度	136	47.88	2	8.65	5	10.94	43	13.20	3	3.99	83	11.10	2	53.0

⑨(府営)錦織公園・石川河川公園は広域公園とする

■富田林市保存樹木指定リスト

番 号	場 所	樹 種	幹周(m)	樹高約(m)	基準該当
樹木-1	龍 泉 寺	モッコク	2.5	13	規則第3条1-1、5
樹木-2	龍 泉 寺	ス ギ	3.7	25	規則第3条1-1、2、5
樹木-3	楠妣庵観音寺	クスノキ	3.9	30	規則第3条1-1、2、5
樹木-4	楠妣庵観音寺	クスノキ	1.2	20	規則第3条1-2、5
樹木-5	楠妣庵観音寺	イチヨウ	2.2	27	規則第3条1-1、2
樹木-6	楠妣庵観音寺	ケ ヤ キ	2.4	30	規則第3条1-1、2
樹木-7	西 方 寺	イチヨウ	3.5	26	規則第3条1-1、2、5

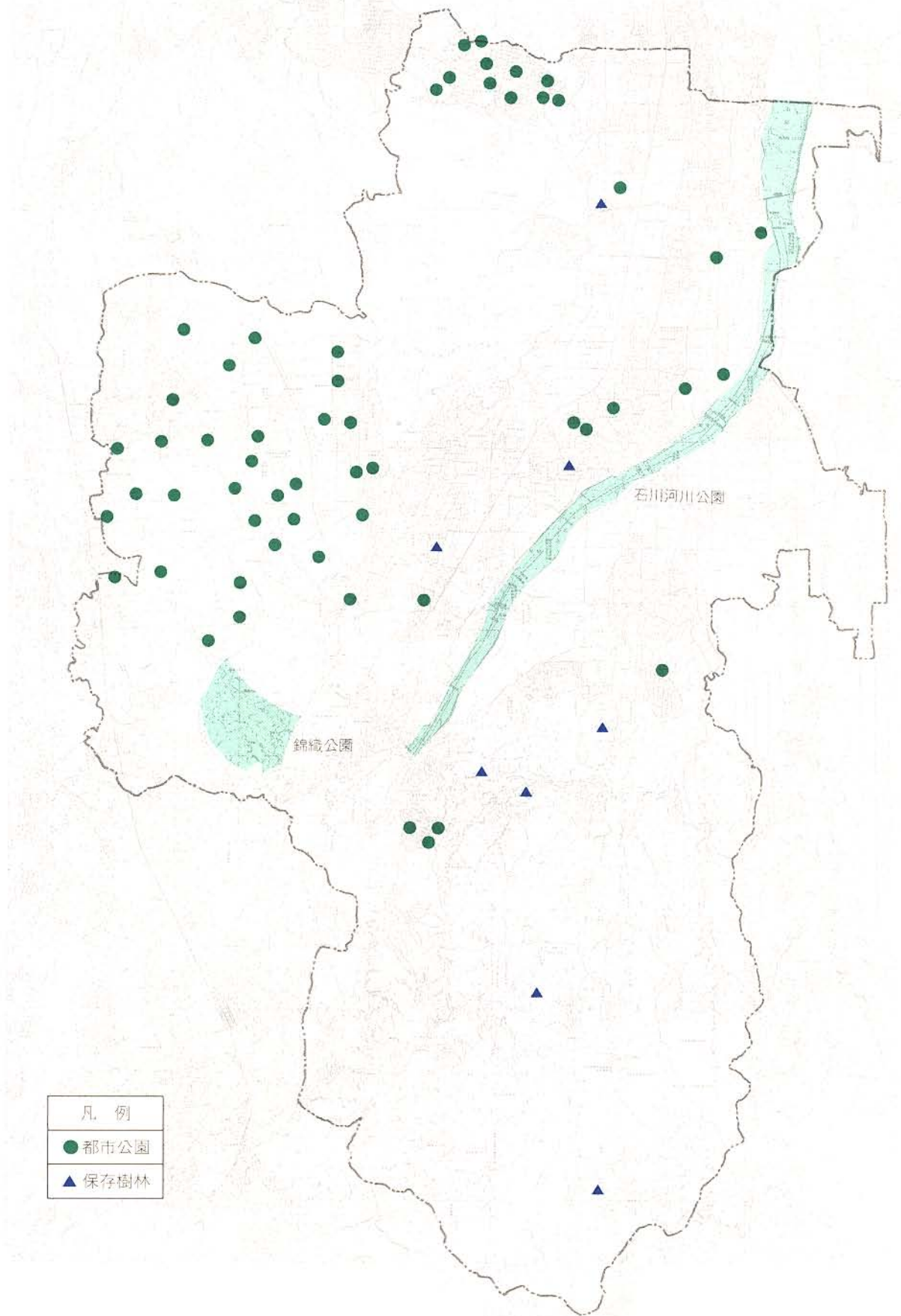
※規則第3条1-1 幹周1.5メートル以上 1-2 樹高15メートル以上 1-5 歴史的、学術的価値

■富田林市保存樹林指定リスト

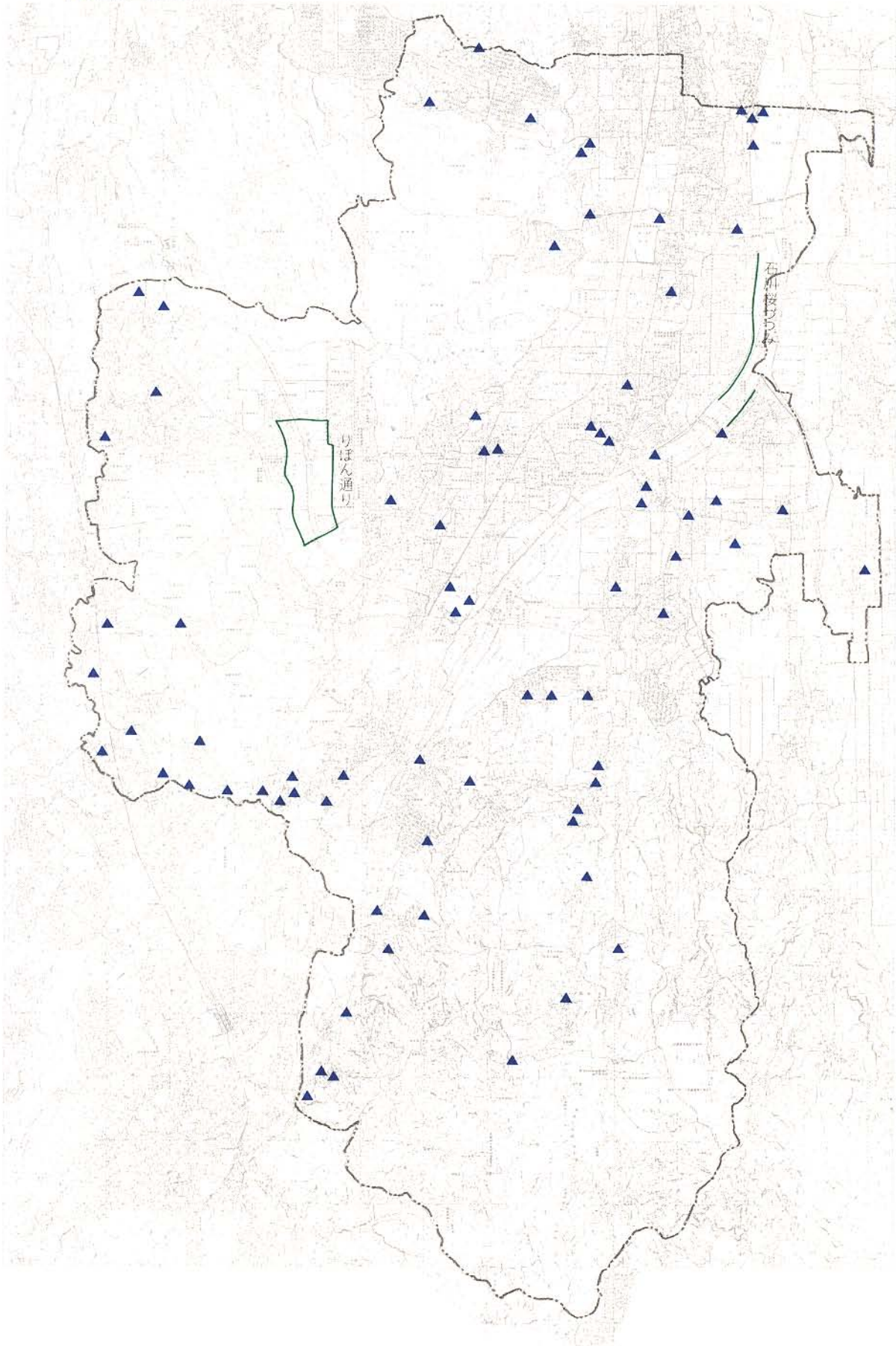
番 号	名 称	所在地	樹林面積約(㎡)	代表的樹種	基準該当
樹林-1	美具久留御魂神社	宮町三丁目2054	22,000	コジイ、アラカシ、ナナメノキ、サカキ、クスノキ	第3条2-1、3
樹林-2	錦 織 神 社	大字甲田378	10,000	コジイ、スギ、ヒノキ、クスノキ	第3条2-1、3
樹林-3	春 日 神 社	大字彼方330-1	11,700	シリブカガシ、アラカシ、ヒノキ、コジイ	第3条2-1、3
樹林-4	滝谷不動明王寺	大字彼方1760-1	13,500	アラカシ、ヒノキ、モミ、スギ、アカマツ	第3条2-1、3
樹林-5	佐 備 神 社	大字佐備467	4,600	サカキ、クスノキ	第3条2-1、3

※規則第3条2-1 面積500㎡以上 2-3 歴史的、学術的価値

■都市公園・保存樹林等位置図



■ 児童遊園等位置図



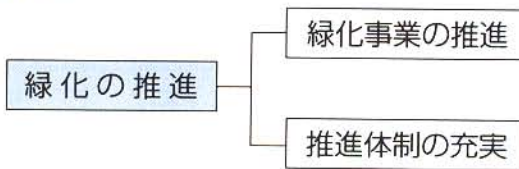
2 緑化の推進

(1) 基本方針

緑に包まれた都市環境は、公園・緑地等の公共空間の整備や、個人などの住宅地、企業の所有地などの緑化によって形成されます。

このため、公共公益施設の緑化やみどりの基金の活用、市民の協力による緑化事業を積極的に推進します。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①緑化事業の推進

緑豊かな都市景観を創造するため、道路や公共公益施設等の緑化のほか、みどりの基金の活用による各種緑化事業を推進するとともに、緑化意識の高揚を図り、市民が主体となって身近な所から緑化を進める緑化活動の展開を促進し、花と緑に包まれたまちづくりに努めます。

また、本市で盛んな植木園芸の特性を活かし、植木市の開催など緑化イベントを促進します。

②推進体制の充実

富田林市公園緑化協会を中核とした花と緑の相談所等の設立とともに、市民と行政が一体となった全市的な緑化推進体制の確立に努めます。

◇水とみどりと花の都市宣言に関する決議◇

水、それはいのち 清冽、清涼な流れがある。
みどり、それはうおい

みどり濃い丘陵の連なりがある。

花、それはやすらぎ

タンポポやスミレの咲く径がある。

この自然の育みは、富田林市民のふる里であり、生きとし生けるもののふる里でもある。

人間は、自然の摂理をも変化させるまでに進化した。私たちはこの力を環境の破壊に結びつけるようなことがあってはならない。

人工の害をこれ以上増大させてはならない。

この力を人間性回復の源である水、みどり、花にむけたいと思う。

私たち市民は、市民憲章の精神にのっとり前進するため、富田林を「水とみどりと花の都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

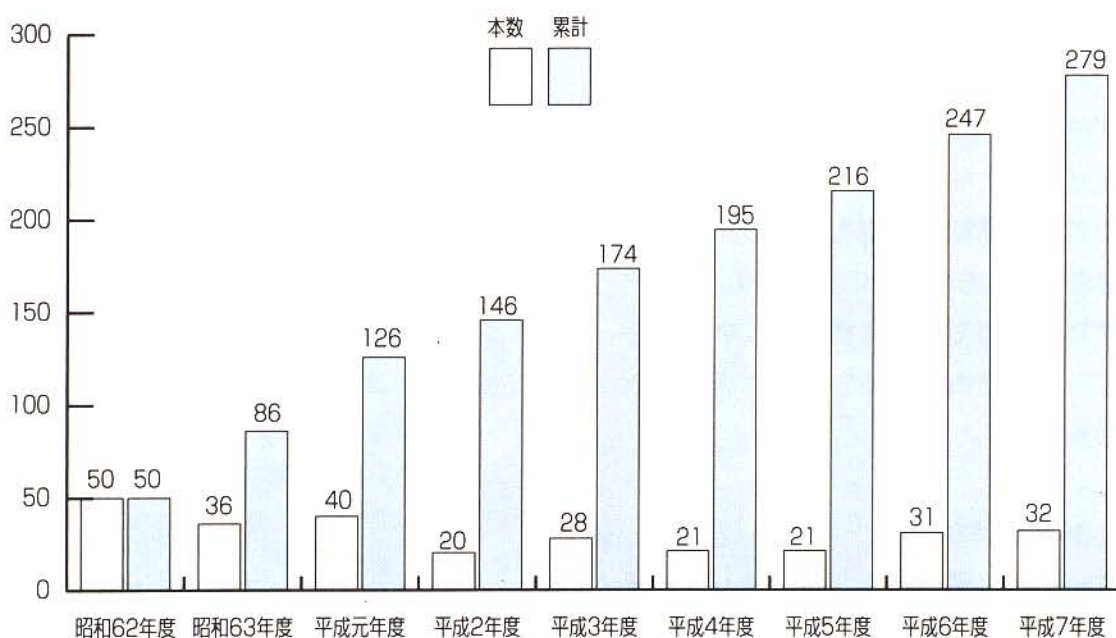
平成2年12月27日

富田林市議会

■緑化事業(植栽本数)の状況

	高 木	低 木	小 計	累 計
昭和62年度	6,525	23,878	30,403	30,403
昭和63年度	6,760	46,972	53,732	84,135
平成元年度	2,112	29,815	31,927	116,062
平成2年度	1,151	13,698	14,849	130,911
平成3年度	1,043	19,693	20,736	151,647
平成4年度	2,243	10,268	12,511	164,158
平成5年度	404	11,665	12,069	176,227
平成6年度	342	8,275	8,617	184,844
平成7年度	796	14,154	14,950	199,794

■記念植樹本数



第4節

消費生活

1 消費生活の充実

(1) 基本方針

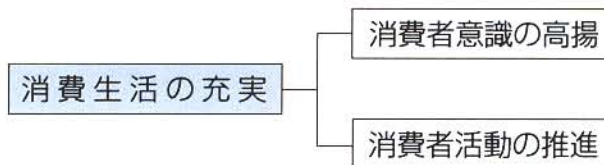
近年、消費生活を取り巻く環境は複雑・多様化してきており、悪質商法による被害が高齢者から低年齢層まで及んでいます。

このような中で、市民が正しい知識と判断力を持ち、豊かで安定した消費生活が営めるよう関係機関と連携を図りながら、安全・安心な消費者環境の確保に努めます。

また、地球環境問題は、消費者の立場からも取り組むべき課題であり、今後は環境問題の解決に貢献することが課題となっています。

そのため省資源・省エネルギー運動を推進し、資源の再利用を図ります。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①消費者意識の高揚

幅広い市民を対象とした消費生活情報の収集と提供に努めるとともに、消費生活講座などを充実し、悪質商法などの被害の防止や販売方法の複雑多様化等に対応した消費者啓発を推進します。

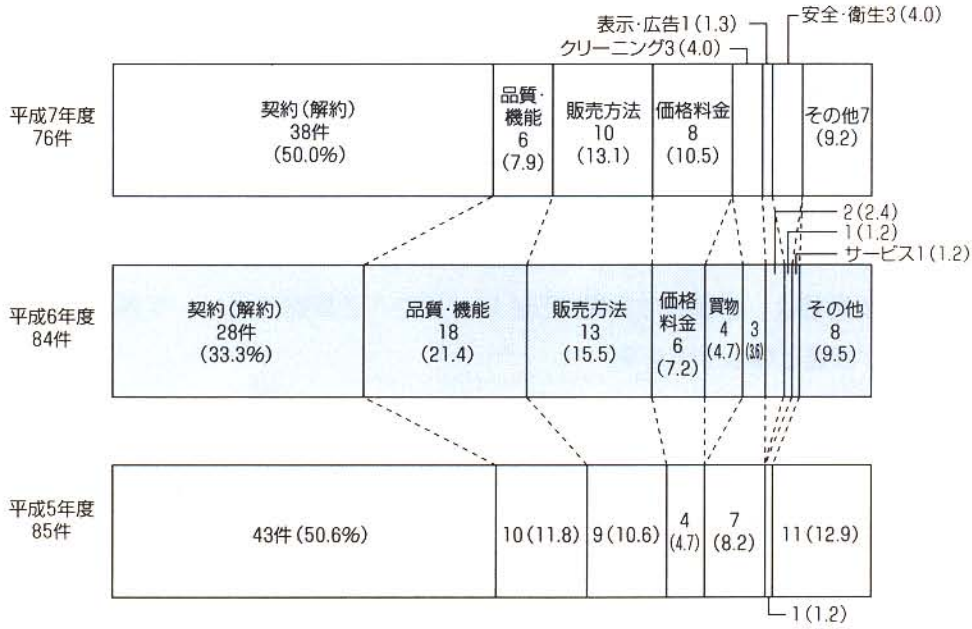
あわせて、消費者相談制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し相談活動を充実します。

②消費者活動の推進

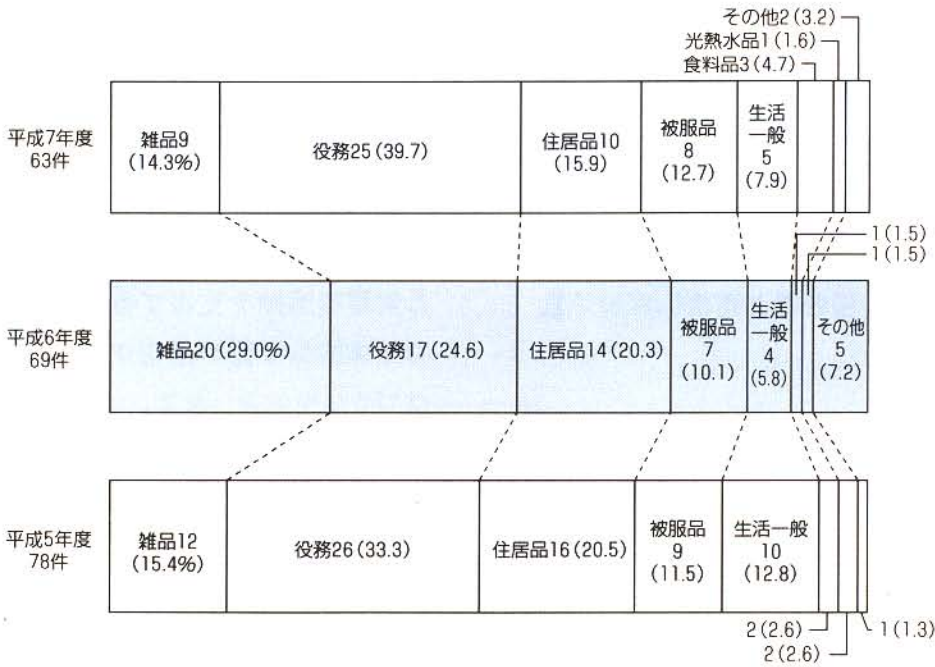
ごみの減量化や資源ごみのリサイクルなど消費者と一体となった省資源・省エネルギー運動を推進し、環境汚染に対する普及啓発に努めます。

また、生産者や販売事業者等との交流学习をはじめ、豊かな市民生活を創造する消費者活動を支援するとともに、市民の主体的な学習や情報交換等のできる拠点づくりを推進します。

■相談内容別件数内訳



■相談品目別件数内訳



環境保全対策

1 環境保全の推進

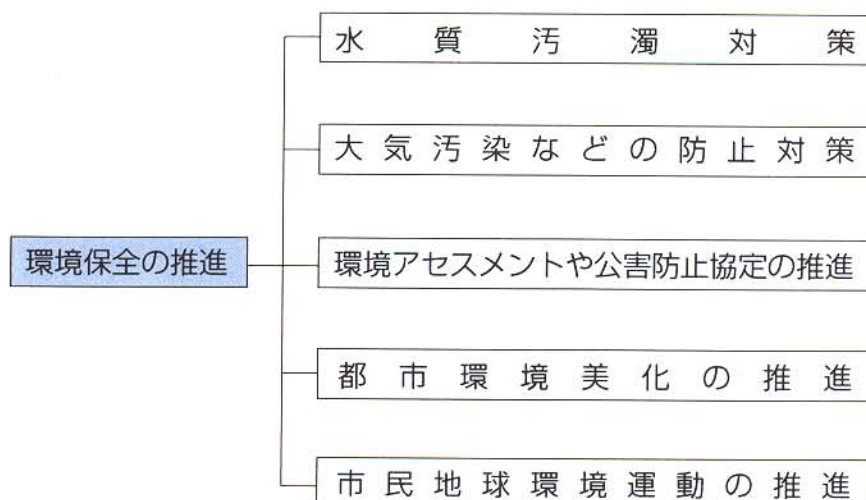
(1) 基本方針

市街化の進展に伴い、生活排水等による河川の水質汚濁など一部に市民生活環境の悪化がみられます。

そのため、市民・企業が一体となって、公害などのない良好な環境を維持するとともに、より良い環境づくりに努めます。

特に、緑地や水面などの自然環境の保全を図るため、土石採取、不法投棄などの自然環境の悪化防止に努めます。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①水質汚濁対策

様々な方策を用いた河川の浄化対策を促進するとともに、水質汚濁を防止するため、関係機関と連携して事業所排水の監視と指導に努めます。

また、市民の理解と協力を得ながら、下水道整備の推進や小型合併処理浄化槽の整備により水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の浄化に努めます。

②大気汚染などの防止対策

大気汚染・騒音・振動・悪臭・土壌汚染などの公害を防止するため、関係機関と連携し、監視と指導に努めます。

③環境アセスメントや公害防止協定の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について、環境汚染を未然に防止するため、環境アセスメント基準の的確な運用を図るとともに、公害防止協定の締結を促進します。

④都市環境美化の推進

快適な都市環境を実現するため、空き缶のポイ捨てやゴミの不法投棄の防止など、市民意識の啓発に努めるとともに清潔なまちづくり運動や都市美化活動を市民とともに推進します。

⑤市民地球環境運動の推進

河川の浄化などの環境保全に係る市民の主体的な運動を促進するとともに、リサイクル運動、環境にやさしい生活スタイルなど市民自らが地球環境の保護に寄与できるような日常活動を促進します。

■公害の種類別苦情件数

	典型7公害							典型7公害以外		合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	あき地関係		その他
平成元年度	10	5	1	16	1	9	42	125		6	173
平成2年度	20	9	1	23	1	11	65	108		7	180
平成3年度	19	14	1	23	1	6	63	107		10	180
平成4年度	12	5	1	20	1	12	50	145		9	204
平成5年度	14	8	1	12	1	9	43	118	11		172
平成6年度	17	9	1	12	1	27	66	88		7	161

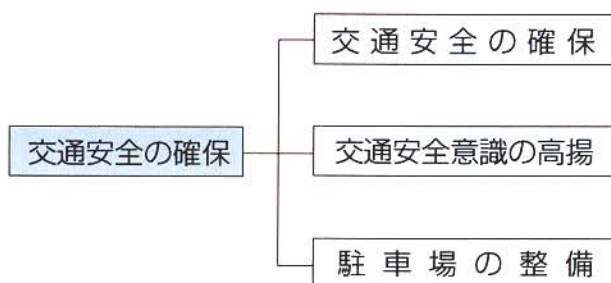
2 交通安全の確保

(1) 基本方針

車社会の進展により、交通安全に対する社会的重要度はますます大きくなっています。特に、今後増加する高齢者への対応を強化していく必要があります。

また、交通事故防止のため、交通安全施設の整備、関係機関と連携した交通規制や交通安全教育及び広報活動の充実を図ります。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①交通安全の確保

歩行者の安全を確保するため歩道の整備を進めます。

また、交通の円滑化と事故防止を図るために、ガードレールやカーブミラーなどの整備を推進するとともに、効果的な交通規制を関係機関に要請します。

②交通安全意識の高揚

交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携しながら安全運転講習会、交通安全教室などの充実を図ります。

特に、幼児・児童・青少年の交通安全指導や、高齢者に対する意識高揚を図ります。

③駐車場の整備

駅前の放置自転車に対応するため、自転車駐車場の整備に努めます。

また、商業地域などでの駐車違反をなくすため、公共性の高い民間駐車場の整備を促進します。

■交通事故の発生状況

区分	年						
	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
発生件数(件)	536	561	571	588	664	667	663
死傷者数(人)	684	716	761	719	809	796	771
内死者数(人)	7	7	7	5	7	8	3

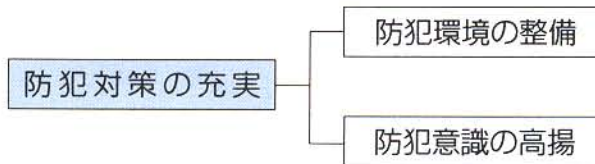
3 防犯対策の充実

(1) 基本方針

市街化の進展と市民意識の多様化などに伴い、犯罪は凶悪化、広域化、若年齢化などの傾向を示しています。

そこで、犯罪を未然に防止し市民の安全を守るため、関係機関などと協力して防犯環境の整備を図るとともに、市民とともに犯罪の防止に努めます。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①防犯環境の整備

市街化の進展にあわせた派出所の適正配置やパトロール活動など、警察活動の充実を要請するとともに、防犯灯や街路灯の設置により夜間の照明の確保を行い、防犯環境の整備に努めます。

②防犯意識の高揚

関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、防犯組織の育成と暴力追放運動や地域の防犯活動の強化を図ります。

「暴力排除」都市宣言に関する決議

暴力は平穏にして明るい市民生活を脅かし、社会秩序を破壊する大衆の敵である。特に最近における暴力事犯一般の動向は内容的に悪質化するばかりでなく、量的にも増加の一途をたどり、しかも犯罪非行は低年齢層までにも及んでおり、憂慮にたえないものである。

この際、これらの表面化した暴力を追放することはもちろんのこと、その原因となる温床を排除し、真の暴力のない平和で明るい生活環境をうちたてることが急務である。そのためには関係各機関、諸団体の緊密なる連携と市民大衆の協力のもとに、速やかに暴力否定の態勢を樹立し、平和で安全な市民生活の確保を図るべきである。

よって本市議会はここに富田林市を「暴力排除」都市とすることを宣言する。

昭和52年9月28日

富田林市議会

第6節

墓地・斎場

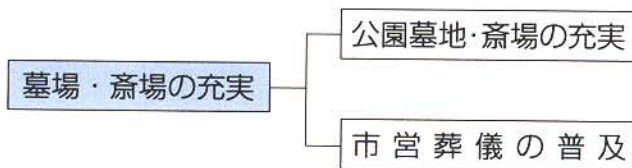
1 墓地・斎場の充実

(1) 基本方針

墓地は人間永眠の聖地として、また、斎場は人生終えんの場としてともに必要不可欠な施設です。

新たに整備された公園墓地・斎場については管理運営の充実を図るとともに、市営葬儀の普及に努めます。

(2) 施策の体系



(3) 計画

①公園墓地・斎場の充実

公園・緑地の機能を有する公園墓地及び近代的な斎場については、利用状況に合わせてさらに整備充実を図ります。

②市営葬儀の普及

簡素にして厳粛を旨とする市営葬儀制度の一層の普及を図るため、市民への周知に努めます。

